

「資格情報のお知らせ」「資格確認書」を郵送します

国民健康保険加入者の方

マイナ保険証をお持ちで70歳以上の方には「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」を7月下旬に送付します。今お持ちの資格情報のお知らせ、資格確認書は8月以降使用できません。70歳未満でマイナ保険証をお持ちの方は、現在お持ちの資格情報のお知らせを引き続き使用してください。

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証

引き続き認定証が必要な方は7月6日(月)以降に申請してください。マイナ保険証を利用している場合は、医療機関窓口での支払いが自己負担限度額までとなるため申請不要です。ただし、市民税非課税世帯の適用区分が「オ」又は「低所得Ⅱ」の方で、過去1年間に入院日数が90日を超える場合は申請が必要となります。

▶対象

▷限度額適用認定証

次のどちらかに該当している方

- 市民税課税世帯の中で、70歳未満の方(納期限到来の国保税を完納している世帯)
- 70歳以上75歳未満で負担割合3割負担かつ課税所得が690万円未満の方

▷限度額適用・標準負担額減額認定証

世帯主および国保被保険者全員が市民税非課税となる世帯の方(70歳未満の場合は、納期限到来の国保税を完納している世帯)

▶申請に必要なもの

- ▷本人確認書類(マイナンバーカードなど)
- ▷過去1年間に入院日数が90日を超える方は、90日を超えたこと分かる書類(医療機関の発行する入院期間証明書や領収書など)

特定疾病療養受療証をお持ちの方

有効期限の記載された特定疾病受療証をお持ちの方には、8月1日から有効の新しい特定疾病受療証を7月下旬に送付します。

《問合せ》国保・年金課

☎21-9061または各振興局市民福祉課

後期高齢者医療制度加入者の方

75歳から84歳の方で、マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を、85歳以上の被保険者および84歳以下のマイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」を送付します。今お持ちの資格確認書は8月以降使用できません。8月1日以降の受診の際は、マイナ保険証または新しい資格確認書を医療機関などの窓口で提示してください。

資格情報のお知らせが届いた方は、受診の際はマイナ保険証を利用してください。また、マイナ保険証での受診が困難な方は、申請により「資格確認書」を交付します。

任意記載事項(限度区分)の併記申請

医療機関などの窓口へ任意記載事項(限度区分)が併記された資格確認書を提示するか、マイナ保険証を提示してオンライン資格確認を受けることにより、医療機関ごとの1カ月間の窓口での支払額が、外来・入院とも区分に応じた限度額までとなります。

自己負担限度額区分を併記した資格確認書の交付を新たに希望される場合は、市役所に申請してください。

▶申請に必要なもの

- ▷本人確認書類(マイナンバーカードなど)
- ▷新しい資格確認書(7月中旬に届くもの)

《問合せ》

国保・年金課☎21-9061または各振興局市民福祉課
兵庫県後期高齢者医療広域連合☎078-326-2021

地域おこし協力隊紹介 ～私と活動と、時々、暮し～

個性あふれる隊員自らが活動を紹介するシリーズ
《問合せ》地域づくり課 ☎21-9096

vol.59

ものづくりの魅力を、多くの人へ

チラスクパセート チラリット

タイ出身。デザインとビジネスを学んだ後、本市へ移住。地域おこし協力隊として、地域密着型オンライン店舗「豊岡BASE」の運営や情報発信に取り組んでいる。



豊岡に来て驚いたのは、ものづくりと人、地域との距離の近さです。一つ一つに作り手の思いや地域の歴史が込められています。

現在はオンライン店舗の運営を中心に、取材や写真・動画制作、SNS発信に取り組んでいます。作り手の話を聞いて、その魅力や地域の背景を伝えることで、豊岡の工芸やものづくりを多くの人に届けることや、人と地域が出会うきっかけをつくるため、イベントの企画にも取り組んでいます。

自然豊かで四季を身近に感じられる豊岡の魅力を、これからも多くの人に届けていきたいです。



オンライン店舗「豊岡BASE」▲

市長とおしゃべり

「出張市長室」を開催します

各振興局や団体などの活動場所に臨時市長室を開設し、市長が市民の皆さんと直接対話する機会を設けます。

地域の課題や市政への意見、将来のまちのあり方について、皆さんの率直な声をお聞かせください。



《問合せ》秘書広報課 ☎21-9035

開設日	地域	時間	場所
7月7日(火)	城崎	午前9時～正午	城崎振興局または団体などの活動場所
	竹野	午後1時～4時	竹野振興局または団体などの活動場所
7月8日(水)	日高	午前9時～正午	日高振興局または団体などの活動場所
	豊岡	午後1時～4時	本庁または団体などの活動場所
7月10日(金)	但東	午後1時～4時	但東振興局または団体などの活動場所
7月13日(月)	出石	午後1時～4時	出石振興局または団体などの活動場所



第29回 環境への簡単な貢献

「環境貢献しましょう」と言われ、思いつくことは何でしょう？浮かぶのは、ごみ拾いをしたり、分別を強化したり、始めるのにきっかけや意志が必要な事ではないでしょうか。

日本は他国に比べて環境配慮への意識は高いのに、実行している事が少ないという分析があります。そこでおすすめしたいのが「選ぶ」という行動です。世間に溢れる商品の中には、自然に配慮されているエコラベルのほか、さまざまな配慮により生産されている事を示す「マーク」があります。

適切に管理された森林の木材を使った紙には「FSC」、環境にやさしい漁業で獲られた水産物には「MSC」マークの記載があります。



先日、コープこうべ豊岡店で中高生が、マークのついた品を選ぶことが自然や地域を守ることにつながるという啓発活動を行いました。現在もコミュニティスペースに展示されていますので、みなさんも立ち寄って学んでみましょう。「知る」という行動も環境貢献の一つです。

《問合せ》コウノトリ共生課 ☎21-9136

消費生活相談員の知恵袋 62

～分電盤の点検商法～



事例 分電盤の点検に行くと電話があり訪問を了承した。業者が来訪点検した後「古いのですぐに交換しなければ漏電して火事になる」と言うので不安になり、12万円の交換工事の契約を結んだ。念のため契約している電力会社に確認すると「当社とは関係ない業者」と言われた。解約したい。

アドバイス 分電盤を含む家庭用電気設備は、4年に1度の点検が電力会社に義務付けられており、身分証を携帯した国の登録調査機関が無料で訪問点検を行います。点検後にその場で契約を勧誘することはありません。突然の電話や訪問で点検を持ち掛ける業者には点検させないようにしましょう。

訪問や電話勧誘を受けて契約した場合、契約書面を受け取ってから8日間以内であればクーリング・オフで契約解除できます。

《豊岡市消費生活センター》

- 相談場所 生活環境課内
- 電話相談 ☎21-9001



市ホームページ▲